

令和5年業種別死亡災害発生状況

(令和5年10月31日現在)

千葉労働局

		平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和4年 同 期	令和5年 R5.10.31	対 同 期 増 減	増 減 率 %
製 造 業	食料品製造業			1						
	繊維・繊維製品製造業									
	木材・木製品・家具製造業									
	紙製造・印刷製本業			1						
	化学工業		1	1		1	1		-1	-100.0
	窯業・土石製品製造業	3	2	1				2	2	
	鉄鋼・非鉄金属製造業	1		1						
	金属製品製造業	1		1	2	1		1	1	
	一般機械器具製造業			1	1					
	電気機械器具製造業									
	輸送用機械器具製造業	1								
	電気・ガス・水道業									
	その他の製造業	4		1				1	1	
	小 計	10	3	8	3	2	1	4	3	300.0
鉱 業			1							
建 設 業	土木工事業	3	1	4	3	1	1	4	3	300.0
	建築工事業 (木造家屋建設業 / 内数)	4	7 (1)	4	2	6 (2)	4 (2)	2	-2	-50.0
	その他の建設業	3	4	4		1	1	3	2	200.0
	小 計	10	12	12	5	8	6	9	3	50.0
運 取 輸 扱 貨 物 業	運輸交通業		1					1	1	
	陸上貨物運送業	4	6	3	2	4	4	1	-3	-75.0
	港湾荷役業				2					
小 計	4	7	3	4	4	4	2	-2	-50.0	
林 業										
漁 業										
そ の 他 の 事 業	卸売業				2	1	1		-1	-100.0
	小売業	1	3	2		2	2		-2	-100.0
	医療保健業									
	旅館業									
	飲食店									
	ゴルフ場の事業		1	1						-100.0
	清掃・と畜業 (ビルメンテナンス業 / 内数)	2 (1)	2	3 (1)	1 (1)	1	1		-1	
	上記以外の事業	1	7	2	6	5	5	6	1	20.0
小 計	4	13	8	9	9	9	6	-3	-33.3	
計	28	36	31	21	23	20	21	1	5.0	

1. 毎年の確定は翌年3月末日(年度末)とする。
【令和5年分は令和6年3月31日をもって確定とする】
2. 陸上貨物運送業には道路貨物運送業および陸上貨物取扱業を含む。
3. 令和5年の数値は速報値である(令和6年3月31日をもって確定とする)。

令和5年業種別死亡災害発生状況

(令和5年10月31日現在)

【新型コロナ関係除く】

千葉労働局

		平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和4年 同 期	令和5年 R5.10.31	対 同 期 増 減	増 減 率 %
製 造 業	食料品製造業			1						
	繊維・繊維製品製造業									
	木材・木製品・家具製造業									
	紙製造・印刷製本業			1						
	化学工業		1	1		1	1		-1	-100.0
	窯業・土石製品製造業	3	2	1					2	
	鉄鋼・非鉄金属製造業	1		1						
	金属製品製造業	1		1	2	1			1	
	一般機械器具製造業			1						
	電気機械器具製造業									
	輸送用機械器具製造業	1								
	電気・ガス・水道業									
	その他の製造業	4		1					1	1
	小 計	10	3	8	2	2	1	4	3	300.0
鉱 業			1							
建 設 業	土木工事業	3	1	4	3	1	1	4	3	300.0
	建築工事業 (木造家屋建設業 / 内数)	4	7 (1)	4	2	6 (2)	4 (2)	2	-2	-50.0
	その他の建設業	3	4	4		1	1	3	2	200.0
	小 計	10	12	12	5	8	6	9	3	50.0
運 取 輸 扱 貨 物 業	運輸交通業		1					1	1	
	陸上貨物運送業	4	6	3	2	4	4	1	-3	-75.0
	港湾荷役業				2					
小 計	4	7	3	4	4	4	2	-2	-50.0	
林 業										
漁 業										
そ の 他 の 事 業	卸売業				2	1	1		-1	-100.0
	小売業	1	3	2		2	2		-2	-100.0
	医療保健業									
	旅館業									
	飲食店									
	ゴルフ場の事業		1	1						-100.0
	清掃・と畜業 (ビルメンテナンス業 / 内数)	2 (1)	2	3 (1)	1 (1)	1	1	1	-1	
	上記以外の事業	1	7	1	5	5	5	6	1	20.0
小 計	4	13	7	8	9	9	6	-3	-33.3	
計	28	36	30	19	23	20	21	1	5.0	

1. 毎年の確定は翌年3月末日(年度末)とする。

【令和5年分は令和6年3月31日をもって確定とする】

2. 陸上貨物運送業には道路貨物運送業および陸上貨物取扱業を含む。

3. 令和5年の数値は速報値である(令和6年3月31日をもって確定とする)。